

「上下水道料金の減額による市民生活への支援」に対するご協力について（お願い）

本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆様の生活への経済的な支援を目的として、日常生活や事業活動で広く使用される上下水道の料金負担を軽減する支援策を実施します。

支援内容は、国が7月から9月に実施している電気・ガス料金の支援に引き続く形で、令和7年10月から12月検針分までの3か月間、各月の水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の合計1,540円（税込）を減額するものです。

つきましては、コロナ禍以降、これまで3度にわたり、同様の支援を行っており、管理責任者様におかれましては、度重なる協力のお願いとなり大変恐縮ではございますが、**令和7年10月から12月検針分までの3か月間、入居者の方にご請求いただく上下水道料金に相当する金額から今回の減額措置相当分の金額を差し引くなど、入居者の方が支援の効果を実感できるよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。**

広く上下水道を使用されている市民の皆様に対する経済的支援として、支援の効果が、上下水道を利用されている共同住宅の入居者の方にまで確実に届けるためには、管理責任者様のご理解・ご協力が不可欠です。

本支援の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

「共同住宅料金制度」をご利用されている共同住宅につきましては、「大阪市水道局にお届けの戸数分の基本料金等」を差し引いた金額を請求いたします。

※ 例：共同住宅の入居戸数：5戸、1か月あたりの使用水量：100 m³のケース

● 通常のご請求金額 16,940円（税込）



7,700円（1,540円×5戸分）を減額

● 減額後のご請求額 9,240円（税込）

今回の減額措置の詳細は、以下のページをご参照ください。

[水道局＞水道局からのお知らせ「上下水道料金の減額を行います」](#)

共同住宅に関する制度のご紹介

①共同住宅の各戸計量各戸収納制度

共同住宅の各戸に設置された水道メーターを水道局が検針し、各入居者から直接水道局に水道料金等をお支払いいただく制度です。

※お申し込みには、各入居者の方からの水道開始届の提出や、各戸への水道メーター設置などが必要となります。※詳細は以下のページをご参照ください

[水道局>水道をお使いの皆さまへ>マンション・アパートの管理者の方へ>マンション・アパート等の共同住宅における水道料金等について>各戸計量各戸収納制度](#)

○この制度をご活用いただくと

- ・管理責任者様による検針の事務がなくなります。
- ・管理責任者様による各戸の料金の計算や収入の事務がなくなります。

②共同住宅の各戸メーターの水道局管理について

①の制度を利用している共同住宅の各戸に設置された水道メーターを水道局が管理（メーター取替や故障時の対応）する制度です。

※令和6年4月から分譲に加え賃貸の共同住宅でも利用できるようになったため、全ての共同住宅で利用できます。※詳細は以下のページをご参照ください

[水道局>水道をお使いの皆さまへ>マンション・アパートの管理者の方へ>共同住宅の各戸メーターの局管理について](#)

○この制度をご活用いただくと

- ・管理責任者様による8年毎の水道メーター取替及びその費用の負担がなくなります。
- ・管理責任者様による水道メーター故障時の対応の必要がなくなります。

管理責任者様におかれましては、これらの制度への移行をご検討ください。

なお、これらの制度をご利用いただくには、水道局にお申し込みいただき、一定の条件を満たす必要があります。

※各制度の詳細は、上記の水道局ホームページからご覧ください。

～アンケート調査にご協力ください～

○ 今後の施策の参考にさせていただきますので、入居者の皆様への減額手法・ご意見などについて、大阪市行政オンラインシステムでお聞かせください。（無記名）

アンケートのリンク先はコチラ↓

[\[大阪市行政オンラインシステム\]アンケート>上下水道料金の減額に関するアンケート](#)

【本件に関するお問合せ先】 大阪市水道局お客さまセンター

電話番号：06-6458-1132

受付時間：月～金 9:00～17:30（土・日・祝日をのぞく）